

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

選挙管理委員会告示	ページ
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一一四)	1
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一二五)	2
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理する者の選任(一二六)	2
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理する者の選任(一二七)	2
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理する者の選任(一二八)	2
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時(一二九)	3
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時(一三〇)	3
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時(一三一)	3
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時(一三二)	3
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時(一三三)	3
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時(一三四)	3
衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時(一三五)	3
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(一三六)	4
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一三七)	4

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一三八)	4
個人演説会を開催することができる施設の指定について(一三九)	4
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一四〇)	5
選挙長告示	
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(第一区・一)	5
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(第一区・二)	5
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(第二区・一)	5
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(第二区・二)	5
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(第三区・一)	5
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(第三区・二)	6
選挙分会長告示	
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所(一)	6
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(二)	6
審査分会長告示	
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所(一)	6

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数	一九、二五六
三分の一の数	二二七、二二六

秋選管告示第百二十五号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

秋田市	八五、〇二二
能代市	一四、六八五
横手市	一〇、九五一
大館市	一八、〇四〇
本荘市	一二、一四七
男鹿市	八、三〇八
湯沢市	九、三一九
大曲市	一〇、六二五
鹿角市鹿角郡	一二、五一七
北秋田郡	一七、八七四
山本郡	一三、二四〇
南秋田郡	一九、八四〇
河辺郡	五、二〇一
由利郡	二〇、七五六
仙北郡	三一、六〇六
平鹿郡	一八、三四九
雄勝郡	一二、四四五

秋選管告示第百二十六号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任したので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 秋田県第一区

(一) 選挙長

秋田市大町四丁目三番四十四号 田中伸一

(二) 選挙長の職務を代理すべき者
 秋田市新屋松美方丘北町二十一番十八号 高堂弘道

二 秋田県第二区

(一) 選挙長
 能代市臈淵字一本柳百九番二号 鷲尾 絢

(二) 選挙長の職務を代理すべき者
 仙北郡美郷町六郷字安楽寺三百四番地 松田信義

三 秋田県第三区

(一) 選挙長
 秋田市山王六丁目十九番十号 小野 康雄

(二) 選挙長の職務を代理すべき者
 秋田市泉一ノ坪一番三十七号 石塚 範行

秋選管告示第百二十七号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任したので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 選挙分会長

潟上市飯田川飯塚字飯塚二十一番一号 小玉 喜久子

二 選挙分会長の職務を代理すべき者
 秋田市旭川新藤田西町八番五十二号 東海林 文和

秋選管告示第百二十八号

平成十七年九月十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任したので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 審査分会長

- 秋田市土崎港中央七丁目十二番五十号 藤 田 俊 吉
- 二 審査分会長の職務を代理すべき者
秋田市八橋イサノ一丁目十一番九号 佐々木 偉 男

秋選管告示第百二十九号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の開催場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条及び第七十八条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 秋田県第一区

(一) 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

(二) 日時 平成十七年九月十四日 午前九時三十分

二 秋田県第二区

(一) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局一階会議室

(二) 日時 平成十七年九月十四日 午前十一時

三 秋田県第三区

(一) 場所 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局第一会議室

(二) 日時 平成十七年九月十四日 午前十一時

秋選管告示第百三十号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の開催場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条及び第七十八条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

二 日時 平成十七年九月十四日 午前十時

秋選管告示第百三十一号

平成十七年九月十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の開催場所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条及び第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

- 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁
- 二 日時 平成十七年九月十四日 午前十時三十分

秋選管告示第百三十二号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党的政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十七年八月三十日 午後五時三十分

秋選管告示第百三十三号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九條第五項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十七年八月三十一日 午前十時三十分

秋選管告示第百三十四号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九條第五項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十七年九月二日 午後六時三十分

秋選管告示第百三十五号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五

年法律第百号)第百七十五条第三項の規定により、次のとおり定めしたので告示する。
平成十七年八月三十日

- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務局
- 二 日時 平成十七年八月三十日 午後七時

秋選管告示第百三十六号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第百二十七条第一項の規定により、次のとおり定めしたので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 秋田県第一区 候補者一人につき 一三三、一五八、二〇〇円
- 二 秋田県第二区 候補者一人につき 一三三、七九二、七〇〇円
- 三 秋田県第三区 候補者一人につき 二四、七七四、一〇〇円

秋選管告示第百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じた数とを合算して得た数)を次のとおり定めしたので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 五十分の一の数 一九、二三四
- 三分の一の数 二二六、九四四

秋選管告示第百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつて

は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じた数とを合算して得た数)を次のとおり定めしたので告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

- 秋田市 八四、九七七
- 能代市 一四、六五八
- 横手市 一〇、九四五
- 大館市 一八、〇〇四
- 本荘市 一二、一五五
- 男鹿市 八、二九〇
- 湯沢市 九、三一四
- 大曲市 一〇、六一六
- 鹿角市鹿角郡 一二、四七五
- 北秋田郡 一七、七九五
- 山本郡 一三、二一五
- 南秋田郡 一九、八四七
- 河辺郡 五、二〇四
- 由利郡 二〇、七〇九
- 仙北郡 三一、五八〇
- 平鹿郡 一八、三四八
- 雄勝郡 一二、四二六

秋選管告示第百三十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
秋田市保戸野地区コミユニティセンター	秋田市保戸野中町六番十二号	平成十七年八月十九日

秋選管告示第百四十号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第一号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

雄勝中央病院

湯沢市表町三丁目三番十五号

を
雄勝中央病院

湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 長 告 示

第一区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定により、次のとおり定めただけで告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第一区選挙長 田中伸一

一 平成十七年八月三十日 正午前

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟大会議室

二 平成十七年八月三十日 正午以降

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

第一区選挙長告示第二号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法(昭和二十五年法

律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、次のとおり定めただけで告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第一区選挙長 田中伸一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十七年九月九日 午前八時三十分

第二区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定により、次のとおり定めただけで告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第二区選挙長 鷲尾 絢

一 平成十七年八月三十日 正午前

北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局大会議室

二 平成十七年八月三十日 正午以降

北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局総務企画部

総務経理課内

第二区選挙長告示第二号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、次のとおり定めただけで告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第二区選挙長 鷲尾 絢

一 場所 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一

北秋田地域振興局総務企画部総務経理課内

二 日時 平成十七年九月九日 午前八時三十分

第三区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定により、次のとおり定めただけで告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第三区選挙長 小野 康雄

一 平成十七年八月三十日 午前十時前

横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局大会議室

二 平成十七年八月三十日 午前十時以降

横手市旭川二丁目三番四十一号 平鹿地域振興局総務企画部総務経理課内

第三区選挙長告示第二号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立
会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法
律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、次のと
おり定めたと告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第三区選挙長 小野 康雄

一 場所 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局総務企画部総務経理課内

二 日時 平成十七年九月九日 午前八時三十分

選挙分会会長告示

選挙分会会長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事
務を行う場所を、公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の
規定により、次のとおり定めたと告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会会長 小玉 喜久子

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務局

選挙分会会長告示第二号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙
立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年
法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、次の
とおり定めたと告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会会長 小玉 喜久子

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十七年九月九日 午前八時四十分

審査分会会長告示

審査分会会長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務
を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査執行規程第五条において準用する公職選挙
執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定により、次のとおり定
めたと告示する。

平成十七年八月三十日

最高裁判所裁判官国民審査秋田県審査分会会長 藤田 俊吉

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務局

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-8766
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp